

1. 件名：東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所1～4号炉の廃止措置計画認可申請及び保安規定変更認可申請に関するヒアリング
2. 日時：令和3年4月16日（金） 15時00分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※1・・TV会議システムによる出席）  
原子力規制庁  
原子力規制部  
審査グループ実用炉審査部門  
藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐

東京電力ホールディングス株式会社 廃止措置部 廃止措置準備室長他10名※1

5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※2 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

6. その他  
提出資料

・資料1 廃止措置認可申請書及び保安規定変更認可申請書 4/14ヒアリングにおける指摘事項の回答

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:10	はい、規制庁のミキヤです。それでは 2Fの廃止措置等を規定のヒアリング始めたいと思いますので、まず資料確認からコンプレッサお願いします。
0:00:24	はい、東京電力のとりあえずよろしくお願いしますよにつきましては、右方に資料 1 と書いて本日の議事で 4 月 16 日って気づけの入っている資料でございます。
0:00:31	よろしければ説明を始めさせていただきます。一昨日ですね、4 月 14 日にヒアリングを行って
0:00:39	いただきましてそこでいくつか指摘事項をいただいておりますそれに対する回答をこの資料 1 で説明いたします。
0:00:48	いっぱい等 No.1 から順番に説明いたします。まず血糖値燃料の譲り渡し先の件でございます。
0:00:59	東京電力のヤマダといいます。資金戻めくっていただきまして 1 ページ目と記載されたところ、加工事業者等というところに記載の件でございます。
0:01:18	ここに、この四角の下のところから御説明いたしますけれども当初申請時はですねこの申請書に記載の確保事業者というのは、炉規制法化の加工事業者の規制の第 61 条第 4 号でてる行事業者薩摩の国内の事業者積もった解釈いたしまして、
0:01:34	新燃料がないと私先の候補として新燃料取り扱ったかといったできる屋外の加工事業者、こちら第 61 条第 9 号の輸出するところをやっぱりませけれども北大の(14)を含めるため等というふうに記載しておりました。
0:01:47	今回廃止措置計画に当な意味するところ明記締めたく諮るということを保安規定においては、過去事業者施工こちら(27)項の討議削除いたしました加工業者に記載を申請を
0:01:49	したいと考えております。
0:02:01	また次のページに示します。本部 8 号に関する補足説明資料のほうに別紙 2 ということで、新燃料波形ササキについて補足を追加しております。
0:02:11	こちらでは現在検討している屋外の見渡し先が新潟市先決定後に保安規定の変更認可申請を行う旨を明確にしております。
0:02:28	具体的な廃止措置計画の修正を記載でございますけれども、その下に書いておまして赤字のところですね、ここ事業者等の米印 1 で加工事業者等と国内の加工事業者のほか、我が国の原子力の平和利用に関する
0:02:41	協力のための協定を締結してるのを示したように記載しております。こちらの規制法でも言及されております国際約束に基づき国際規制部署に渡したということで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:49	を記載しております、把サポートですけれども現行の設置許可申請書の本文 8
0:03:05	いいですね使用済み燃料の処分の方法という項目がありますけれどもこちらでも海外再処理施設の話に関わる記載として我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国っていうのもありましたので、こちらにも参考に、
0:03:07	この文言を期待記載いたしました。
0:03:11	本件については削除するというごさいます。
0:03:16	次のページ 2 ページ目が補足説明資料別紙 2 のところですが、
0:03:22	初めの段落は今申したような内容を記載しております、
0:03:38	ここで加工事業者等とはということでまた同じ文言を記載しております最後の段落のところ国外の新燃料の譲り渡し先の候補としてはこれまで当社原子力発電所用の輸入燃料体同士の実績のある過去 10 社を検討しており、
0:03:44	いずれはTASAKIが明確になった際には保安規定変更し、私たちは明記するというふうに記載しております。
0:03:45	以上です。
0:03:50	東電オオツカですけど、でっか切りたいと思います。よろしくお願ひします。
0:03:56	はい、ありがとうございました。
0:04:01	電話をしてください。
0:04:08	ミキヤですけれども、1 点だけ、どこの国際協力、
0:04:11	系統なんて、
0:04:24	この書きぶりっていうのは中瀬鉄塔使用済み燃料のほうではもう本部 8 号に書いているということなんですけれども、確保これどっかから持ってきた文言なんですって。
0:04:31	加工事業者、
0:04:34	という観点で、
0:04:41	この平和利用に関する協力のための協定を締結する国っていうのは、
0:04:44	どっかに書いてあるんですって。
0:04:46	確認だけなんですけど。
0:04:55	設置先ほどヤマダで先ほど申しました本文 8 のほうはですね再処理に関わる場所なんですよ。
0:05:01	1 人区に再処理事業者において実施することと記載しております。今回の加工事業者、
0:05:06	いうところをこういった記載は今回が初めて

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:18	あとと思います御社としては特段その加工事業者に対して、こういう話ってのはないんだけど、再処理と同様に、
0:05:23	同じ扱いにするから、同じこの修飾をつけたってそういう理解なんですかね。
0:05:31	はい、東京電力ヤマダ社のその理解で結構でございます。
0:05:33	わかりました。
0:05:44	規制庁フジモリですけど、このように振りが炉規法の譲り渡しの規定ちょっと今手元にないって確認できないんですけど。
0:05:47	それとそごはないですよ。
0:05:57	はい。
0:06:03	利益あつから東京電力に流れる引っ張ろうの規制法の 61-2 ですね。
0:06:04	例目。
0:06:14	各燃料物質は次のいずれかに該当する場合の他譲り渡しまたはBピットがないと記載しております。
0:06:30	第 9 号の原子炉設置者がIMCまたは輸入する場合とか、これは設置者がですね、ヨシダまたは輸入によって譲り渡すことは禁止はしていないというような意味合いと、
0:06:32	これは解釈 1、
0:06:33	であります。
0:06:41	61 条の第 1 項の最初の書きっぷりがところでその輸出への流入の話は書いてませんでした。
0:06:50	ただしているわけですね、国際約束にも、国が燃料物取り入れるつけ
0:06:57	もしくはそのまた下さわつ国からって言い方もあるんですけど、これはどちらかと。
0:06:58	国同士も
0:07:02	言い渡し譲り受けの話では記載しているように、
0:07:04	なのでます。
0:07:11	君当社ですよと。
0:07:36	はい。
0:08:03	なのでちょっと明確にしておきたかったんでは律速なのか、制約炉規制法上の制約でこういう
0:08:17	協定結んだ国にとって話しではなくて、実質的に使用再処理と同じように、そういうふうにかかれたってことだけ私は確認したかったんですけども、そういうことでいいですよ。
0:08:31	東京電力やっぱり理解で正しいでその炉規制法に何かちょっと四つ分があつて、こういうふうな制約ではありません。はい、わかりました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:34	です。
0:08:36	はい、お願いします。次を。
0:08:48	はい、東京電力ヤマダと申します。そうしましたら次 3 ページ以降の説明をさせていただきます。
0:09:04	3 ページではサイトバンクの政治姿勢の維持一般につきまして修正を検討することというコメントをいただいたと本文 6 号の記載内容について少し修正をして欲しいという内容でした。以下もフィルターの回答です。
0:09:19	第 6-1 錠がよくなりそうなものに期待しております。サイトバンク類に関する維持に日では、放射性気体の処理が完了するまでの記載にしておりました。
0:09:25	こちらを貯蔵している放射性固体廃棄物の取り出しが完了するまで
0:09:26	日程終了いたします。
0:09:28	修正いたします。
0:09:39	これと泊内まして本部の久保の本文に記載しております事項といいますが、以下の通り、修正したいと思っております。
0:09:45	修正明日に入れさせていただいた読み上げさせていただきます。
0:09:49	放射性廃棄物の廃棄施設については、
0:09:59	放射性廃棄物の処理が完了するまでの期間、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を適切に処理処分するため、
0:10:04	放射性廃棄物処理機能及び性能を一般にする。
0:10:14	また、放射性気体廃棄物の処理が完了するまたは貯蔵している放射性固体廃棄物の売り出しもしくは廃棄は完了するもの値／。
0:10:20	放射性固体はいどうぞ、適切に処理または貯蔵するため、放射性廃棄物処理、
0:10:25	放射性廃棄物を貯蔵の、及び性能を維持管理し、
0:10:36	済み制御棒等の構内とも完了するまでの期間柱について業務を適切に構内移送するため、放射線遮へい機能及び性能維持管理するという記載に修正をさせていただければ。
0:10:41	続きまして情報ページもあわせて説明させていただきます。
0:10:53	こちらは添付書類 3 に関する期待して一部修正を検討することということをお願いしております。ワクワク込みした場合等からいきますが、
0:11:06	こちら補足説明資料、添付 3-2 福島第二原子力発電所の規模、3 号及び 4 号炉解体工事準備期間に降っ育成及び IC 線による利用について、
0:11:16	で記載しておりますのと、申請書の記載を合わせまして、以下の通りですね添付距離さの該当箇所を修正したいです。販売しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:33	こちら1号炉の場合は減りますが、河川の通りですが、1号炉運転時エステは1号炉ない、そういう規模で記載のところに1号2号3号及び45ということで、前合議併記する。
0:11:37	いう形に修正させていただくとともに、
0:11:54	段落3段落目の段落目中ほどタービン建屋という記載がありますがこちら1号ののでは旅建て家の記載で234号炉では、タービン建屋家屋の多く記載されておりますので共通的に
0:11:58	こういった記載にまとめさせていただいております。
0:12:02	説明以上となります。
0:12:08	当然オオツカでそれを例会説明切りたいと思います。よろしくお願いします。
0:12:11	違う。
0:12:40	規制庁ツカベですから1点
0:12:42	サイトバンカのところの
0:12:45	かけて確認したいんですが、パパ
0:12:49	自明だと思うんですけど、基本的にその
0:12:50	1回全部、
0:12:55	答え廃棄物を洗い出すって、
0:13:00	でも、また戻すような子また違うものが入るようなことっていうのは、
0:13:02	どう考えればいいんでしょうか。
0:13:27	パソコン上で1回全部払い出しても終了終わりました。
0:13:34	そうゆうふうにしてたものを再度使うようなことがあり得ないかという、その点だけですが、
0:13:54	東京電力のミヤザワですね当行指摘いただいた件につきましては今のところはそういった運用が例えば1回サイトバンカからにして時施設から
0:14:01	外した後にもう1回ライナー運用するということを現時点では考えておりません。予定です。
0:14:05	規制庁ツカベです。はい、わかりました。
0:14:17	あとこう一見規制庁ツカベですけどすごい細かい点なんですけど、
0:14:32	液体廃棄物、気体廃棄物の処理処分といった場合、その処分って何。何を指すんでしょうか。その法令報告として何かそういうふうに使われてる例ってありますか。
0:15:16	きちっとツカベ墨田ちょっと聞き方かえるとその処理施設は期待とか行きたいとかあると思うんですけど処分施設ってないですよ。
0:15:19	という意味回ってきてます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:07	お客のミヤザワで出血をちょっとほぼ法令に具体的にどう書いてあるかって言うものではないですね発行してありませんけれども私の理解でやっぱしますと、来た廃棄へ放射性気体廃棄物にしたらIP配置と気体廃棄物でしたら方向性みたいなどころから因子、
0:16:17	手にして町でしておりますので、そういったところからしゃべってるってことになるのかと思います。
0:16:23	はい、規制庁ツカベです。ハイパーのお考えはわかりました。
0:16:37	規制庁フジモリですけど、今の点、
0:16:43	答え廃棄物がそもそも入ってたから処理処分に至っていたかもしれないんですけど。
0:16:45	多分ほかのプラントでも、
0:16:50	行きたい気体のところは処理するためしか書いて、
0:16:52	ではないと思ってそれも、
0:16:55	参考にしてもらえればと思います。
0:17:20	はい、東京電力ヤマダです。どうコメント承知いたしました秋ぶりは検討させていただきますとですね。
0:17:41	4 ページが、規制庁のミキヤですけども予備ネット倶楽部なさそうなんですけど、ちょっと確認なんですけども、一応、同 234 号炉で設備名称とか、今回建屋と建屋が違うということですが、これ。
0:17:42	例えば、
0:17:47	非常用DGとDGっていう違いだったり、
0:17:55	配置等だったり一周配置等だったりとかそういう違いってのはざっとつけてるんですか。
0:18:15	東京電力のミヤザワですねとそちらの設備名称の分け方につきましては、設置許可にどのように記載されてるのかということを反映してこのような記載をさせていただいているものです。
0:18:27	今なんでミッションが違うのかということにつきましては、おそらく建設時代が違うと未処分他社心がけているのかなというふうなファンドを理解をしております。以上です。
0:18:37	規制庁のミキヤです。そういう意味では 1 号だけが違うというのは、設置許可から来ている。
0:18:46	だから違うん流れからも違ってんですと、議論はGTGと非常用DGだったり排気塔と支配貴重だっってそういうことですかね。
0:18:52	はい、東京電力ミヤザワですねと御理解の通りです。
0:18:54	以上で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:54	はい。
0:18:56	はい。
0:19:00	じゃあ、
0:19:03	そうですね。はい、じゃ最後お願いします。
0:19:14	はいそこは補強材のから説明しますと、それで屋根ページは、
0:19:30	はい、東京電力の荻野です。5 ページ目になります。と保安規定の第 33 条の対象物について、一体で運用が行われる第 3000 以上の体制を一層記載が行っている点について、
0:19:46	記載の補正等を検討することです。回答は四角の引き下げそういう現在変更認可申請中の保安規定第 33 条において、対象物の記載を明確化する目的で、以下通り、
0:19:50	第 33 条の該当箇所の補正を行います。
0:20:09	条文を一部追記しております。読み上げます。第 33 条第 1 項ですが、各GM は増える第 32 条第 1 項に定める対象物及び管理区域外において設置された原子炉等規制法に基づく
0:20:26	設計及び工事計画変更認可申請書及び電気事業法に基づく工事計画変更認可申請書に記載されている設備機器等ということでカ店部で絶対完全にちょうだい一向に定める。
0:20:35	対象別及び管理区域外において設置されたという文言を追記することにしたと思います。説明
0:20:37	では、以上でございます。
0:20:43	はい、ありがとうございました。
0:20:49	はい。
0:20:54	はい。
0:21:01	特段質問は議題ですけれども、
0:21:10	そのほか、独自に先立って説明はあります。
0:21:19	はい。やっぱ東京電コクブ取れず、この言葉は説明した
0:21:23	資料についてはすべて説明終わりました。以上で、引き続き
0:21:28	広いでしょ。
0:21:36	次、
0:21:53	すいませんちょっとゲット先日ヒアリングのコメントのほうは少し違うんですけども、もう 1 点ちょっと気づきの点がありまして、
0:22:03	業務の廃止措置のほうですねすいませんというところの排出計画還付なんかで見ていただくと。
0:22:06	60 ページ目に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:07	譲り渡し、
0:22:10	3 ポツの譲り渡しがあります。
0:22:29	で、4号炉については2号炉で、何galドルでも保管しておりますので、表8-1としては2号炉のプールの31体と4号のプールの2436台を書いていただいて、これについては問題ないと思ってるんですけども、
0:22:41	問題60ページの本文ですね。譲り渡しとして4号炉のプールから要求を使用して全量再処理事業者に譲り渡すと。
0:22:55	いうことを記載いただいているんですが、2号にある4号燃料についても、これ再処理事業所に有する言い渡すで個々に規定が必要ではないかと考えてるんですけども。
0:22:57	いかがでしょうか。
0:23:37	趣旨としては管理として、2号の管理になるのはわかるんですが、揺すりが多いものとしては次5に譲り渡したものではないので、4号としてきちんと
0:23:43	再処理事業者なりに譲り渡ししなければならない。
0:23:57	東京電力の大塚です。
0:24:12	／コメントありがとうございます。PLOHS4号にある燃料だから、この書き方でいい言い切れるものを持ってたんですがちょっとあの確認させてください。ありがとうございます。
0:24:38	ちょっと補正にかかりそうだ。としてお伝えしたかったのは以上ですので、一応とこだったり、例えばこれ一旦ヒアリングは両終了したいと思いますよろしくお願いしますか。
0:24:43	去年オオツカれましたありがとうございます。
0:24:48	はい、ありがとうございました。それで、ヒアリング終了いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。